

平成 17 年 1 月 11 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 タ チ エ ス

(コード番号： 7 2 3 9 東証第一部)

代 表 者 取 締 役 社 長 齊 藤 潔

問 い 合 せ 先 執 行 役 員 野 上 義 之

電 話 番 号 0 4 2 - 5 4 6 - 8 1 1 7

新株式発行及び株式売出し並びに株式分割（無償交付）に関するお知らせ

平成 17 年 1 月 11 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び株式売出し並びに株式分割（無償交付）に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

当社は、2004 年 4 月に創立 50 周年を迎え、これを機に 2010 年を目指し、ビジョン 2 0 1 0 を策定いたしました。これは、マーケティング、企画を含めシート全体の提案ができ、構想・開発・生産まで一貫して受注できる世界トップレベルのシートメーカーを目指すものであり、具体的目標としてグローバル 5（世界シートシェア 5%以上）、連結売上高 2,500 億円、連結 R O E 10% を掲げ取り組んでおります。

当社は今回の新株式発行による調達資金を、グローバル展開に伴う生産拠点の新設や開発拠点の拡充のための海外投資資金に充当し、ビジョン 2 0 1 0 の実現に向け努力してまいります。また、今回の増資と分割を同時に行うことにより、株主に対する利益還元及び株式の流通の活性化、株主層の拡大に貢献するものと考えております。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 発行新株式数 | 普通株式 2,500,000 株 |
| (2) 発行価額 | 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により発行価格決定日（平成 17 年 1 月 19 日(水)から平成 17 年 1 月 21 日(金)までのいずれかの日）に決定する。 |
| (3) 発行価額中資本に組入れない額 | 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、新光証券株式会社、三菱証券株式会社及びイー・トレード証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における価額（発行価格）は、発行価格決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切り捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における価額（発行価格）と引受人より当社に払込まれる金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 平成 17 年 1 月 24 日(月)から平成 17 年 1 月 26 日(水)まで。
なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 17 年 1 月 20 日(木)から平成 17 年 1 月 24 日(月)までとなる。 |

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (7) 払込期日 平成17年1月27日(木)から平成17年1月31日(月)までのいずれかの日。
すなわち、上記(6)記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げる
ことができ、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は、平成17
年1月27日(木)となる。
- (8) 配当起算日 平成16年10月1日(金)
- (9) 申込株数単位 100株
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、一般募集における価額(発行価格)その他この新株式
発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記<ご参考>1.をご参照下さい。)

- (1) 売出株式数 普通株式 350,000株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は
本売出しそのものが中止される場合があり、前記1.(2)記載の発行価格
決定日に決定される。
- (2) 売出人及び
売出株式数 新光証券株式会社 350,000株
- (3) 売出価格 未定(平成17年1月19日(水)から平成17年1月21日(金)までのい
ずれかの日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格と同
一とする。)
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘案した上で、新光証券株式会社が当社株主から
350,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役に一任する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行(後記<ご参考>1.をご参照下さい。)

- (1) 発行新株式数 普通株式 350,000株
- (2) 発行価額 平成17年1月19日(水)から平成17年1月21日(金)までのい
ずれかの日に決定する。なお、発行価額は一般募集における発行価額と同
一とする。
- (3) 発行価額中資本に
組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とす
る。資本に組入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算
の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとす
る。
- (4) 割当先及び
株式数 新光証券株式会社 350,000株
- (5) 申込期間 平成17年2月25日(金)
- (6) 払込期日 平成17年2月25日(金)
- (7) 配当起算日 平成16年10月1日(金)
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 上記(5)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 株式の分割（無償交付）

- (1) 株式分割の目的 株主に対する利益還元及び株式流通の活性化、株主層の拡大を図るため。
- (2) 平成17年5月23日（月）付をもって、次のとおり普通株式1株を1.3株に分割する。
分割により増加する株式数 当社普通株式とし、平成17年3月31日（木）最終の発行済株式総数に0.3を乗じた株式数とする。ただし、計算の結果1株未満の端数株式が生じた場合はこれを切り捨てる。
分割の方法 平成17年3月31日（木）最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき1.3株の割合をもって分割する。ただし、分割の結果生じる1株未満の端数株式は、これを一括売却し、その処分代金を端数の生じた株主に対し、その端数に応じて分配する。
- (3) 配当起算日 平成17年4月1日（金）
- (4) その他、この株式分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集（以下「一般募集」という。）に当たり、一般募集とは別に、その需要状況を勘案した上で、新光証券株式会社が当社株主より350,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、新光証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しのために当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させる目的で、当社は平成17年1月11日（火）開催の取締役会において、新光証券株式会社が割当先とする当社普通株式350,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成17年2月25日（金）を払込期日として行うことを決議しております。

また、新光証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成17年2月23日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。新光証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、新光証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引が全く行われず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引が終了される場合があります。

さらに、新光証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、新光証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。そのため、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	24,090,651株(平成16年12月31日現在)
公募増資による増加株式数	2,500,000株
公募増資後の発行済株式総数	26,590,651株
第三者割当増資による増加株式数	350,000株
第三者割当増資後の発行済株式総数	26,940,651株
株式分割による増加株式数	8,082,195株
株式分割後の発行済株式総数	35,022,846株

(注) 第三者割当増資による増加株式数は、前記「3. 第三者割当による新株式発行」(1)記載の発行新株式数の全株に対し新光証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の公募による新株式発行に伴う手取概算額 3,763,000 千円及び同日付をもって決議されたオーバーアロットメントに伴う第三者割当増資の手取概算額上限 529,000 千円を合わせて、3,200,000 千円を自動車座席事業のグローバル展開に伴う生産拠点の新設や開発拠点拡充のための海外投資資金として、また、残額を借入金の返済資金として充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 今回調達資金による会社収益への影響

今回の新株式発行に伴う調達資金の主な使途である海外投資は、ビジョン2010を実現するため必要不可欠な投資であり、短期的には新規受注車種対応に係る開発費用や、量産化のための生産準備に係わる費用等の先行投資負担が発生することから、当社グループの平成18年3月期の業績は減益となる可能性があります。生産拠点及び開発拠点の拡充が図られ、今後の売上高拡大と収益の向上に寄与するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

配当金につきましては、事業年度毎の利益の状況と将来の事業展開、配当性向などを総合的に勘案し、常に安定した配当の維持を基本方針とし、事業展開の節目には記念配当を上乗せするなど、株主の皆様への利益還元を努めてまいります。

なお、1株当たり配当金につきましては、今回の株式分割(無償交付)実施後も今期水準を継続する予定であります。

(2) 内部留保資金の使途

財務体質の強化及び中長期的な成長と利益の確保のため、研究開発、設備、国内外事業展開などへ積極的に投資し、磐石な企業基盤の確立に努めてまいります。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(3) 過去3決算期間の配当状況

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
1株当たり当期純利益(円)	28.69	22.15	54.27
1株当たり配当金(円)	8	10	10
実績配当性向(%)	27.88	42.36	18.43
株主資本利益率(%)	2.53	2.07	4.71
株主資本配当率(%)	0.71	0.88	0.85

- (注) 1. 平成15年3月期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
2. 株主資本利益率は、当該決算期間の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。
3. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティファイナンスの状況等

過去3年間に行われたエクイティファイナンス

該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価の推移

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
始 値	535 円	560 円	560 円	1,232 円
高 値	839 円	715 円	1,300 円	1,550 円
安 値	490 円	417 円	555 円	923 円
終 値	526 円	555 円	1,252 円	1,429 円
株価収益率	18.33 倍	25.05 倍	23.07 倍	- 倍

- (注) 1. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値です。
2. 平成17年3月期の株価については、平成17年1月7日現在で表示しております。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。